

## 業務内容

## 1 事業名称

令和5年度此花区民間事業者を活用した小学5・6年生対象課外学習支援事業

## 2 目的

此花区内の小学5・6年生を対象に、民間事業者を活用し、子どもの習熟に応じた課外学習支援事業を実施することにより、学力の向上及び学習習慣の確立を図る。

## 3 基本条件・事業の実施方針

- (1) 各学年、各生徒の習熟度に合わせて教材作りや課外学習内容とし、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成に資する実施内容とする。授業の形態は少人数制個別指導とし、受講者全員に一律の指導を行ういわゆる集団授業型による指導は行わない。
- (2) 実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、受講者の塾代負担の軽減を図るものとする。
- (3) 事業者は、本市から無償で実施場所等の提供を受けることから、開設及び運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、週1コマ（月4コマ）受講あたり受講料月額5,000円（税込）の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施すること（ただし、週2コマ（月8コマ）受講する者に対する受講料は月額10,000円（税込）の範囲内とする）。

## 4 業務内容

事業の実施方針を踏まえて、つぎの（1）～（4）に掲げる事業の企画及び運営を行うこと。

## （1）企画

基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成をめざした課外学習を企画すること。

課外学習は1コマ50分の構成とし、実施日及び時間帯について、各小学校特別教室は各小学校と調整の上決定した週2日（平日）の15時45分から17時15分までの間で、放課後の時間帯に、1日1コマを月8日実施する。また、区民ホール会議室は原則として水曜日の17時30分から21時30分までの間で課外学習として小学5・6年生にとって通いやすい時間帯とし、1日2コマを月4日実施する。

なお、受講者が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ICT教材を取り入れた内容の提案も可能とする。使用する教材に関しては、事業者が作成したものに限るものではない。ただし、実施会場におけるWi-Fi等インターネット環

境については本市から提供しない。

(2) 課外学習の実施・運営業務（受講者の選定、教材・資料等の作成業務を含む）

- ア 上記（1）企画に基づき、業務実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）・計画表（スケジュール等）作成等の目的達成に向けた運営を実施すること。
- イ 基礎学力向上のため、2教科(国語・算数)の教材、資料等を作成すること。使用する教材については、事業者が作成したものに限るものではない。
- ウ 課外学習の実施にあたっては、月4コマ（週1コマ）受講する形とすること。ただし、受講者が希望する場合、月8コマ（週2コマ）受講することも可能とすること。
- エ 受講人数については、1回の受講者が30名程度の通塾が可能となるよう、内容を構成すること。なお、30名を超えることも可能とするが、各受講者をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保すること。
- オ 実施場所の使用時間について、各小学校特別教室は15時45分から17時15分までの時間帯、区民ホール会議室は17時30分から21時30分までの時間帯（準備、片付けに要する時間を含む）の範囲内で使用を計画すること。
- カ 新型コロナウイルス感染状況を鑑み、講師のマスク着用や手指消毒、咳エチケット、受講者の検温確認など感染予防対策を講じること。

(3) 事業周知・受講者募集業務

事業者は、本市担当者と協議のうえ、受講者募集にかかるチラシ等の原稿を作成すること。なお、チラシ等の印刷・配布は本市が行うが、受講者や保護者からの問合せや申込みの対応については、事業者が行うことを基本とする。

(4) 検証業務

- ア 課外学習に参加した受講者へ学力診断テストを実施し、各受講者の学力についての現状把握と分析を行うこと。学力診断テストは、事業実施開始時、8月頃、実施終了頃の3回行うこととし、内容や実施時期については、事前に本市担当者と協議すること。なお、学力診断テストについては、学力診断テスト実施ごとに集計し、各受講者ごとに成績の推移・分析を行ったシートを作成し報告すること。
- イ 課外学習に参加した受講者へ毎月1回の確認テストを実施し、各受講者ごとの習熟度を確認すること。なお、確認テストについては各月の確認テスト実施ごとに集計し、各受講者ごとに成績の推移が分かる形で報告をすること。
- ウ 課外学習に参加した受講者へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。アンケートは、事業実施開始時、8月頃、実施終了頃の3回行うこととし、内容や実施時期については、事前に本市担当者と協議すること。なお、アンケートについては、アンケート実施ごとに集計し報告すること。

5 開講期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 6 事業実施場所

- (1) 西九条小学校 多目的室 (大阪市此花区西九条4-3-41)  
使用可能面積：50 m<sup>2</sup> (定員 30 名)
- (2) 島屋小学校 高学年学習室 (大阪市此花区島屋2-9-36)  
使用可能面積：64 m<sup>2</sup> (定員 30 名)
- (3) 伝法小学校 パソコン室 (大阪市此花区伝法3-13-10)  
使用可能面積：88 m<sup>2</sup> (定員 30 名)
- (4) 梅香小学校 中学年学習室 (大阪市此花区梅香3-17-29)  
使用可能面積：70 m<sup>2</sup> (定員 30 名)
- (5) 高見小学校 学習ルーム (大阪市此花区高見1-3-35)  
使用可能面積：70 m<sup>2</sup> (定員 30 名)
- (6) 西島小学校 会議室 (大阪市此花区西島2-5-12)  
使用可能面積：60 m<sup>2</sup> (定員 30 名)
- (7) 春日出小学校 多目的室 (大阪市此花区春日出中1-13-23)  
使用可能面積：50 m<sup>2</sup> (定員 30 名)
- (8) 大阪市立此花区民一休ホール 第4会議室 (大阪市此花区四貫島1-1-18)  
使用可能面積：95 m<sup>2</sup> (定員 60 名)

## 7 事業計画及び実施方法並びに事業報告

- (1) 事業実施にあたっては、事前に本市担当者と協議の上、工程表を作成すること。
- (2) 協定締結後にやむをえない事情により、当初のスケジュール中で開講できない日が発生した場合は、本市と事業者において適宜協議、調整を行うこと。
- (3) 本事業実施後、毎月及び年度終了後に、事業及び収支の詳細な内容を明記した事業実施報告書を作成し、提出すること。
- (4) 途中退会希望があった場合、できる限り退会理由の聞き取りを行い、毎月の事業実施報告書に記載しておくこと。

## 8 その他

この業務内容及び募集要項に定めのない事項については、その都度、本市と事業者において適宜協議、調整を行い決定する。

## 9 事業担当

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4

大阪市此花区役所 まちづくり推進課 (教育支援・環境)

担当：井上・西井

TEL : 06-6466-9743

FAX : 06-6466-9919

E-Mail : td0016@city.osaka.lg.jp